

保護者の皆様へ

行田市教育委員会
教育長 森 郁子

幼稚園就園奨励費補助金について（通知）

行田市では、幼稚園教育の一層の普及充実を図るため、幼稚園にお子様を通園させているご家庭に保育料の一部を補助しています。

この事業は、国の補助を受けて行田市が実施することになりますので、下記を参照の上、手続きをしてください。

記

1 減免対象区分及び保育料等の減免額

行田市内に住んでいて、幼稚園に平成30年4月1日以降、満3歳以上のお子様を通園させているご家庭

区 分	補助対象 経 費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
2	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
3	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 187,200円	年額 247,000円	年額 308,000円
4	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯			
5	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯			
6	上記以外の世帯	年額 9,000円	年額 154,000円	年額 308,000円

備考

- この表において、区分1から区分4までに該当する世帯の多子計算については、当該多子計算に係る兄・姉の年齢に上限を設けないが、生計を一にする者に限る。
- この表において、区分5及び区分6に該当する世帯の多子計算については、小学校第3学年までの範囲において、最年長の者を第1子、2人目を第2子、3人目以降を第3子以降とする。
- 世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主事者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 年度の途中に入園又は退園により、保育料等が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算式により算定した額とする(区分6に該当する世帯で1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者の補助限度額は、9,000円とする。)

$$\text{上記の補助限度額} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15$$
(100円未満は四捨五入する。)
ただし、当該年度に入園料が支払われていない場合の補助限度額は次の算式により算定した額とする(区分6に該当する世帯で1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者の補助限度額は、9,000円とする。)

$$\text{上記の補助限度額} \times \text{保育料の支払月数} \div 12$$
(100円未満は四捨五入する。)
- 補助額が補助限度額に満たない場合は当該補助額を補助限度額とする。
- 所得階層区分は、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて決定する。
- 生活保護法の規定による保護を受けている世帯の所得階層区分は、申出により、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示(平成25年厚生労働省告示第174号)による改正前の生活保護基準を用いて決定する。

※ 同一世帯では、上記の表と裏面の表の組み合わせはできません。

＜裏面あり＞

ひとり親世帯等の私立幼稚園就園奨励費補助金限度額

区 分		補助対象 経 費	補助限度額(年額)		
			第1子	第2子	第3子
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
2	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
3	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
4	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
5	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		年額 9,000円	年額 154,000円	年額 308,000円
6	上記以外の世帯				

備考

- 1 「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
 - (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
 - (8) その他市町村の長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 2 この表において、区分1から区分4までに該当する世帯の多子計算については、当該多子計算に係る兄・姉の年齢に上限を設けないが、生計を一にする者に限る。
- 3 この表において、区分5及び区分6に該当する世帯の多子計算については、小学校第3学年までの範囲において、最年長の者を第1子、2人目を第2子、3人目以降を第3子以降とする。
- 4 世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主事者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 5 年度の途中に入園又は退園により、保育料等が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算式により算定した額とする。
 上記の補助限度額×(保育料の支払月数+3)÷15(100円未満は四捨五入する。)
 ただし、当該年度に入園料が支払われていない場合の補助限度額は次の算式により算定した額とする。
 上記の補助限度額×保育料の支払月数÷12(100円未満は四捨五入する。)
- 6 補助額が補助限度額に満たない場合は当該補助額を補助限度額とする。
- 7 所得階層区分は、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて決定する。
- 8 法律上の婚姻によらないひとり親で児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当を受給しているものの所得階層区分は、申出により、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による寡婦(寡夫)控除を適用したものとみなして算出した所得割課税額を用いて決定する。
- 9 生活保護法の規定による保護を受けている世帯の所得階層区分は、申出により、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示(平成25年厚生労働省告示第174号)による改正前の生活保護基準を用いて決定する。

2 手続き

別紙「保育料等減免措置に関する調書」の太枠の中を記入し、平成30年6月15日(金)までに幼稚園へ提出してください。

(注) 調書の提出のない場合には補助を辞退したものとみなされますので、該当される方は必ず提出してください。

3 認定及び通知

該当者の認定は、教育委員会が行い、幼稚園を通じて(平成31年1月を予定)ご家庭に通知します。

4 その他注意事項

- 平成30年1月1日の住所が市外の方(保護者以外の同一世帯の人も含みます)は、前市町村にて交付される「平成30年度市町村民税課税証明書」か、勤務先から渡される「平成30年度市県民税特別徴収税額の通知書」の写しのどちらかを、調書と一緒に提出してください。(世帯の内、所得のある方は上記の書類、所得のない方は非課税証明書の提出が必要です。ただし、所得のない方の内、上記の書類で扶養になっていることがわかる場合は必要ありません。)
- 就学前児童の兄・姉が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は、算定が変更になる場合がありますので、調書の続柄欄に () 書きにてその旨を必ず記入してください。
- 未申告の世帯は、所得割課税額の計算ができませんので、8月末日までに申告を行ってください。申告のない場合は、表面「上記以外の世帯」として決定いたします。

(ご不明の点は、下記まで問い合わせください。)

行田市教育委員会
教育総務課 財務施設担当
電話：048-556-8311

裏面に「保育料等減免措置に関する調書」の記入例があります。

記入例

- ① 太線の中をご記入ください。
- ② 小学校1～3年生の兄又は姉についての記入欄については、必ずどちらかに○をつけてください。
- ③ 年齢区分…年長(H24. 4. 2～H25. 4. 1)、年中(H25. 4. 2～H26. 4. 1)、年少(H26. 4. 2～H27. 4. 1)、満3歳(H27. 4. 2～)により○をつけてください。
- ④ 兄弟で違う幼稚園に通う場合は、それぞれの幼稚園に申請してください。
ただし、園児氏名欄へは違う幼稚園であっても記入をお願いします。
- ⑤ 兄・姉が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は、続柄欄に()書きで記入をお願いします。
- ⑥ 平成30年1月1日の住所が市外の方(保護者以外の同一世帯の人も含みます)は、前市町村にて交付される「平成30年度市町村民税課税証明書」か、勤務先から渡される「平成30年度市県民税特別徴収税額の通知書」の写しのどちらかを、調書と一緒に提出してください。(世帯の内、所得のある方は上記の書類、所得のない方は非課税証明書の提出が必要です。ただし、所得のない方のうち、上記の書類で扶養になっていることがわかる場合は必要ありません。)
- ⑦ 保護者が単身赴任の場合は、園児の住所の記入をお願いします。

保育料等減免措置に関する調書

※「はい」又は「いいえ」に必ず○をつけてください。

幼稚園に通っているお子様に小学校1～3年生の兄又は姉がいる	はい・いいえ
同一世帯内に身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている者がいる	はい・いいえ

※ 幼稚園に通っているお子様のうち、大きいお子様から順にお書きください。

園児氏名 (フリガナ)	生年月日	年齢区分	在園幼稚園名	教育委員会記入欄
①行田次郎 (ギョウダジロウ)	H25. 5. 6	年長・ 年中 ・年少・満3歳	忍 幼稚園	
②行田花子 (ギョウダハナコ)	H27. 6. 7	年長・年中・年少・ 満3歳	埼玉幼稚園	
③		年長・年中・年少・満3歳		
園児の属する世帯の状況 (6月1日現在)				
氏 名 (フリガナ)	生年月日	続柄(①の園児から見た続柄)	市民税課税額	
			所得割	均等割
行田一郎(ギョウダイチロウ)	S54. 1. 1	父		
良子(リョウコ)	S54. 2. 1	母		
太郎(タロウ)	H22. 6. 1	兄(小2年生)		
ハナ	S21. 3. 1	祖母		
保護者と別居している 18歳以下の扶養親族 (該当者がいる場合のみ記入)				
氏 名 (フリガナ)	生年月日	続柄(①の園児から見た続柄)	住 所	
この事業の決定に当たり、必要な書類(住民票、市民税課税台帳、障害者手帳の交付状況等)の確認をすることに同意します。				
園児の保護者		住 所	行田市本丸2-20	
		氏 名	行田 一郎	
		電話番号	048-556-8311	
平成30年1月2日以降に現住所に転入された方は前住所を記入 (市内転居を含む。)		前住所 (平成30年1月1日現在の住所)		
設置者記入欄	年度途中の就園の有無 無 ・ 有 (平成 年 月 日 入園)			
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。				
平成 年 月 日				
行田市教育委員会教育長				
私立幼稚園名				
設置者				

(注)「園児の属する世帯の状況」欄には、園児と生計を共にする者(住民票と同じ)について記入してください。
また、保護者が単身赴任等の場合は保護者も含めて記入してください。